

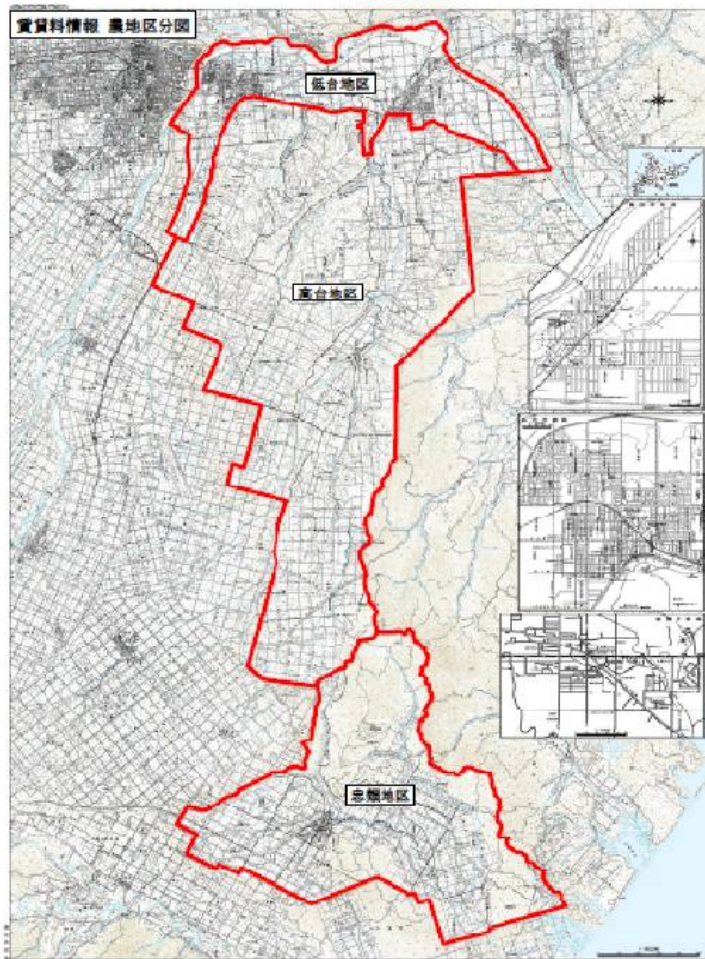
令和2年1月～12月分 農地の賃借料情報について

農業委員会では、農地法の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の賃借料情報を提供しています。

令和2年1月から12月までに締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アール当り）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締

結する際の参考にしてください。

なお、平均額の2倍以上の賃借料で締結しようとする、周辺の賃借料を引き上げる恐れがありますことから、農業委員会は指導を行うことになっておりますので、ご注意ください。



1 普通畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	8,600(↓)	12,000	4,700	65
幕別地区(高台)	7,800(↑)	12,000	3,500	204
忠類地区	3,800(↑)	5,100	2,600	70

2 牧草畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	5,100(→)	7,700	4,000	なし
幕別地区(高台)	3,700(↓)	5,000	3,000	6
忠類地区	2,800(↑)	3,000	2,500	13

※牧草畑：幕別地区(低台)は、事例がないため平成23年の賃借料としています。

○幕別地区（低台）：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住の一部、依田の一部、途別の一部、幕別・札内市街地

○幕別地区（高台）：上記地区と忠類地区を除いた地区